主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は違憲をいうが、実質は、所論法令の違反を主張するに帰する。そして原判 決は、上告人が本件土地の賃借権を失つてはいないが、昭和二〇年一一月二三日以 降本件土地について耕作の業務を、営んでいた小作農は、転借権者である補助参加 人Cであると認定した上、判示のような事情の下にあつては、本件土地の買受の申 込をした右Cを、相手方として樹立された本件売渡計画は、相当であると判断した のであり、その間所論法令違反のかどを見出し得ない。

論旨は、すべて「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号ないし三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認めれらない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	7	下	飯	坂	潤	夫
裁判官	ī	真		野		毅
裁判官	ī	斎		藤	悠	輔
裁判官	7	入		江	俊	郎